

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う乗車券類の払いもどしについて

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、2020年4月7日に日本政府より「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」といいます。）に基づく緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」といいます。）が発出されたことを受け、ご旅行を見合わせるお客さまに対して、当社では下記の対応をいたします。

1 乗車券類の払いもどし

【対象券種】

以下の乗車券類については、次のいずれかを事由としてご旅行を見合わせる場合、無手数料にて払いもどしをいたします。

- ① 普通乗車券 ② 特別急行券 ③ フリーパス・クーポン券（使用開始前のもの）
※ 定期券・回数券および「小田急チケット10」については本特例の対象外といたします。

【対象事由】

- ① 外務省による渡航中止または、退避勧告の発出を事由に旅行を取り止める場合
② 新型コロナウイルスの疾患に伴い、旅行を取り止める場合
③ 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期または規模縮小等が決定したことを事由に旅行を取り止める場合
④ 新型コロナウイルスへの感染防止を事由として旅行を取り止める場合

【払いもどしの条件】

次の条件を全て満たす場合、**有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとして、有効期間経過後であっても無手数料による払いもどしをいたします。**

- ① 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛を事由とする場合であること
② 2020年4月7日～同年5月25日の期間（**新型インフルエンザ等緊急事態措置期間**）が乗車券類の有効期間に含まれていること
※ 4月8日以降に購入した東京メトロ線連絡となる特急券および連絡乗車券は対象外とします。

2 定期乗車券の払いもどし

【ご注意ください】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一定期間ご利用にならなかった**旧定期乗車券の払いもどしは、新規または継続の定期乗車券ご購入前もしくはご購入と同時に申し出**ください。

旧定期乗車券と同一のPASMOカードに新たな定期乗車券を購入（上書き）された場合、旧定期乗車券の情報は消去され、払いもどしをお受けいただくことはできません。また、磁気式の定期乗車券を継続購入した際に旧定期乗車券を回収させていただいた場合も同様となります。

(1) 「通学定期乗車券（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取り扱い

【対象のお客さま】

新型コロナウイルス発生に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等）が休校となったため、通学定期乗車券の払いもどしを希望されるお客さま

【払いもどしの条件】

次の条件を全て満たす場合、**有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとして、有効期間経過**

後であっても下記の方法による払いもどしをいたします。

- ① 緊急事態宣言の発出に伴う休校を事由とする場合であること
- ② 2020年2月28日～同年5月25日の期間（文部科学省による一斉休校要請の発出日から緊急事態措置期間の最終日）が通学定期乗車券の有効期間に含まれていること

【払いもどしの方法】

2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなし、1ヵ月単位で計算した額（所定の手数料が掛かります）を払いもどしいたします。ただし、最終登校日以降に通学定期乗車券を使用されている場合は、対象外とさせていただきます。

(2) 「通勤定期乗車券」又は「上記(1)以外の通学定期乗車券」の取り扱い

【対象のお客さま】

緊急事態宣言の発出に伴い、通勤定期券又は大学生等相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券の払いもどしを希望されるお客さま

【払いもどしの条件】

次の条件を全て満たす場合、有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとして、有効期間経過後であっても下記の方法による払いもどしをいたします。

- ① 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛を事由とする場合であること
- ② 2020年4月7日～同年5月25日の期間（新型インフルエンザ等緊急事態措置期間）が当該定期乗車券の有効期間に含まれていること

【払いもどしの方法】

次の条件に該当する日を最終使用日とみなし、1ヵ月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合は、ご利用日数分の往復運賃を差し引いた額・所定の手数料がかかります）を払いもどしいたします。

- (1) 2020年4月7日以前に有効開始となる定期券の場合

2020年4月7日

※ ただし、2020年4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日

- (2) 2020年4月8日以降に有効開始となる定期券の場合

- ① 未使用の場合

当該定期券の有効開始日の前日

- ② 定期券を既に使用した場合

当該定期券を最後に使用した日

(3) 定期乗車券の払いもどし額の計算方法

【1ヵ月単位での払いもどし計算方法】

払いもどし額＝定期運賃（券面の金額）－使用経過月数に相当する定期運賃－手数料 220 円

【使用経過月数に相当する定期運賃の算出方法】

- ① 使用経過月数 1・3ヶ月・・・1・3ヶ月の定期旅客運賃
- ② 使用経過月数 2ヶ月・・・1ヶ月の定期旅客運賃の2倍の額
- ③ 使用経過月数 4ヶ月・・・1ヶ月と3ヶ月の定期旅客運賃の合算額
- ④ 使用経過月数 5ヶ月・・・3ヶ月と1ヶ月の2倍の定期旅客運賃の合算額

※ 1ヵ月未満の使用経過日数は、1ヵ月使用したものとして計算します。

3 「回数乗車券」および「小田急チケット10」の払いもどし

【対象のお客さま】

緊急事態宣言の発出に伴い、2020年4月7日以降に回数乗車券（割引の回数乗車券を含みます）および「小田急チケット10」の払いもどしを希望されるお客さま

【払いもどしの条件】

次の条件を全て満たす場合、有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとして、有効期間経過後であっても下記の方法による払いもどしをいたします。

- ① 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛を事由とする場合であること
- ② 2020年4月7日～同年5月25日の期間（**新型インフルエンザ等緊急事態措置期間**）が有効期間に含まれていること

【払いもどしの方法】

当該回数乗車券および「小田急チケット10」の有効期間を経過した場合であっても、有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとして、下記の計算方法により算出した額（手数料が掛かります）の払いもどしをいたします。

払いもどし額＝発売額（券面の金額）－当該区間の普通運賃（10円運賃）×使用券片数－手数料220円

※ 「小田急チケット10」については、未使用券片のほかに表紙が必要となります。

4 その他

(1) 払いもどしの対応期間

2021年5月25日（火）まで（緊急事態措置期間の最終日の翌日から1ヵ年以内）といたします。

(2) 払いもどし箇所

① 定期乗車券

小田急線定期券売り場 https://www.odakyu.jp/ticket/commuter_pass/index.html

② 定期乗車券を除く乗車券類（普通乗車券・特急券・回数乗車券・「小田急チケット10」等）

小田急線各駅

(3) その他

定期乗車券の払いもどしの際は、ご本人確認ができる証明書（通学定期券の場合は、学生証または通学定期乗車券購入兼用の証明書）をご持参ください。

以 上